

## － 関係派遣先派遣割合報告書 －

労働者派遣事業を行う事業主は、事業主全体での関係派遣先への派遣割合を事業主単位で、毎年、事業年度経過後（決算後）に、「関係派遣先派遣割合報告書」にまとめて厚生労働大臣あてに提出しなければなりません。

なお、労働者派遣事業の実績がなかった場合にも提出の義務があります。

		提出部数	
		原本	コピー
◎提出様式	関係派遣先派遣割合報告書（様式第12号-2） ※労働者派遣事業報告書とは異なり、事業主単位で作成	1	2
◎添付書類	親会社・親会社の子会社等の「会社名・住所・連絡先」が記載された一覧表 （ホームページで公開している関連会社の一覧でも可） ※連結決算を導入している場合は不要		3
◎提出期限	事業年度経過後（決算後） 3ヶ月以内		
◎提出先	事業主を管轄する労働局		